

法人税実務事例検討

資本剰余金を原資とする適格現物分配に関する税務上の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

資本剰余金を原資とする適格現物分配を行った場合には、現物分配法人から被現物分配法人に資本の払戻しが行われたものとして取り扱われ、適格現物分配により移転した資産は、税務上の帳簿価額で移転したものとされる。

事 例

当社は、100%子会社であるA社から、A社の100%子会社であるB社（当社の孫会社）の株式を現物分配により移転することを予定しています。

これは、B社の業績が悪く、当社の直接の子会社として、当社が主導してB社の再建を図ることを目的としたものです。

ところで、A社には利益剰余金が少ないため、資本剰余金を原資としてB社株式を現物分配により移転させることとしました。

なお、当社の保有するA社株式の会計上の帳簿価額は1億円であり、税務上の帳簿価額と一致しています。また、A社の保有するB社株式の会計上の帳簿価額は5000万円であり、税務上の帳簿価額と一致しています。

この場合において、税務処理はどのようにすればよいですか。

【現物分配に係る当社の会計処理】

B社株式 50,000,000円 / A社株式 50,000,000円

(注) 会計処理では、A社株式をB社株式に振り替えています。

【現物分配に係るA社の会計処理】

その他資本剰余金 50,000,000円 / B社株式 50,000,000円